

平成18年1月1日

規則第128号

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成18年南丹市条例第199号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第3条第2項第2号に定める公共的団体等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又は南丹市区設置規則(平成18年南丹市規則第6号)第3条の委嘱を受けた区長
- (2) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第79条第1項の認可を受けた森林組合又は同法第100条第3項の規定により準用する同法第79条第1項の認可を受けた生産森林組合及び同法第109条第4項の規定により準用する同法第79条第1項の認可を受けた森林組合連合会
- (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の32第4項の届出を行った農事組合法人

2 条例第3条第2項第3号に規定する法令及び例規の規定による許可認可等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項に規定する許可
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に規定する許可
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の規定による許可及び同項第7号の規定による届出並びに同法第5条第1項の規定による許可及び同項第6号に規定する届出
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による許可及び同法第27条第1項の規定による届出
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条の規定により準用される同法第6条の規定による確認(擁壁に限る。)
- (6) 京都府豊かな緑を守る条例(平成17年京都府条例第43号)第19条第1項に規定する協議

(7) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成21年京都府条例第12号)第10条第1項に規定する許可

(8) 砂防指定地管理規則(平成15年京都府規則第21号)第4条第1項の規定による許可

(9) 第1号から前号までの規定のほか、その他これらに類し、条例第2条第1号に定める事業(以下「事業」という。)に係る土地の安全性が確認されると市長が認めたもの

(許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定による許可の申請は、事業許可申請書(様式第1号)に事業に関する施行同意書(様式第2号)及び別表に掲げる図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第4条 条例第7条第2項に規定する事業の許可の基準は、都市計画法第33条第1項第3号及び同項第7号の規定を準用するものとする。

(許可の通知)

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、事業の可否を決定し、その旨を事業許可(不許可)書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業等着工の届出)

第6条 事業者は、事業の着工に際しては、事業着工届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(変更の許可申請)

第7条 条例第9条の規定による変更の許可申請は、事業変更許可申請書(様式第5号)により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、事業の可否を決定し、その旨を事業変更許可(不許可)書(様式第6号)により当該事業者に通ずるものとする。

(氏名等の変更の届出)

第8条 条例第10条の規定による届出は、氏名等変更届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第9条 条例第11条第3項の規定による届出は、事業承継届出書(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

(停止命令等)

第10条 条例第12条の規定による命令は、事業停止命令書(様式第9号)により行うものとする。

(改善勧告)

第11条 条例第13条の規定による勧告は、事業改善勧告書(様式第10号)により行うものとする。

(改善命令)

第12条 条例第14条の規定による命令は、事業改善命令書(様式第11号)により行うものとする。

(許可の取消しの通知)

第13条 条例第15条の規定による通知は、事業許可取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第14条 条例第18条第1項の規定による届出は、事業完了届出書(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

(事業完了の確認)

第15条 市長は、条例第18条第2項の規定により確認した結果、許可の内容に適合しているものと認めたときは、事業確認済証(様式第14号)を交付するものとする。

(事業廃止の届出)

第16条 条例第19条の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第15号)により市長に届け出なければならない。

(標識)

第17条 条例第21条に規定する標識は、事業表示板(様式第16号)によるものとする。

(公表の方法)

第18条 条例第23条に規定する違反事実の公表は、広報への記載その他の方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の園部町開発事業等の規制に関する条例施行規則(平成4年園部町規則第3号)、日吉町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則(平成4年日吉町規則第10号)又は美山町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則(平成6年美山町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年12月23日規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月7日規則第2号)

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則(令和7年12月10日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

添付図面

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図	1/10,000以上	1 方位 2 事業の施行位置(朱書) 3 道路等目標となる地物	
地形図	1/2,500以上	1 方位 2 事業区域の境界(朱書) 3 区域内の町、区又は旧字等の境界明示のこと。 4 事業の区域周辺の道路等公共物及び建	

		建築物の位置、名称 5 現況写真と照合符号及び撮影方向	
地籍図	登記簿附図 の謄写縮尺 を明記のこ と。	1 方位 2 事業の区域 (黄色の淡色で塗りつぶし)	法務局で調査し、里 道(赤色)、水路(青 色)を明記する。
求積図	1/500以上	1 事業区域の全面積 2 切土、盛土を行う土地の面積	求積表を添付する こと。
土地利用 計画図	1/500以上	1 方位 2 事業区域の境界(朱書) 3 公共、公益施設の位置及び形状、用途 別 4 建築物及びその他の予定 5 凡例	建築物等を具体的 に記入し、宅地、公 共、公益施設等の色 分けをすること。
造成計画 平面図	1/500以上	1 方位 2 事業区域の境界(朱書) 3 切土又は盛土の色別 4 がけ又は擁壁その他構造物の位置、高 さ、延長及び形状 5 道路の位置、形状、幅員、 <sup>こう</sup> 勾配、道路 中心線の測点及び計画と交差角 6 縦横断線の位置及び記号 7 敷地の形状及び計画高 8 地形(現況等高線) 9 凡例	切土(黄色)、盛土(緑 色)の各々淡色で色 別すること。 道路、擁壁、のり面 等を色分けするこ と。
排水計画 平面図	1/500以上	1 方位 2 事業区域の境界(朱書) 3 排水施設の位置、種類及び材料、形状、 内のり寸法、勾配	排水施設は、種類ご とに色分けするこ と。 放流先の図示に必

		4 流水の方向 (流末水路系統図及び計画図) 5 放流先の河川、水路の名称 6 排水施設の記号 7 集水系統のブロック別色分け 8 流量計算 9 凡例	要な範囲及び区域 外の集水状況を図 示できる外周区域 を包括すること。
造成計画 縦横断面 面図	1/200~1 /500	1 現地盤線、計画地盤線 2 計画地盤高さ 3 がけの保護の方法	高低差の著しいと ころについて作成 すること。
がけの断 面図	1/50以上	1 がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類 が2以上であるときは、それぞれの土質 及び地質の厚さ) 2 切土又は盛土をする前の地盤面及びが け面の保護の方法	擁壁でおおわれる がけ面については、 土質に関する事項 は不要
擁壁の断 面図	1/50以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 擁壁を設置する前後の地盤面基礎地盤 の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸 法	
擁壁の背 面図	1/50以上	1 擁壁の高さ、水抜穴の位置 2 背面の材料及び内径並びに透水層の位 置及び寸法	

その他必要な図書

- (1) 土量計算書・構造物計算書・安定計算書
- (2) 工事工程表
- (3) 土地所有者等関係権利者の同意書(様式第2号)

- (4) 利害関係者との協議経過報告書(区長・水利組合・隣接土地所有者等)
- (5) その他市長が必要と認めた図書

様式第1号(第3条関係)

事業許可申請書

年 月 日

南丹市長 様

住 所  
事業者 氏名又は名称  
連絡先

㊟

次のとおり事業の許可を受けたいので、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的又は概要				
2 事業区域の所在地	所在地	地目	面積	地域地区(用途地域)等
			m <sup>2</sup>	
3 工事の実施期間		年 月 日から 年 月 日まで		
4 工事の概要	(1) 切土又は盛土の土量	切土	m <sup>3</sup>	盛土 m <sup>3</sup>
	(2) 擁壁工等			
	(3) 排水施設			
	(4) がけ面の保護の方法			
	(5) 工事中の危険防止のための措置			
5 その他法令の手続状況				
※ 受付欄	※ 許可欄	※ 許可に当たって付した条件		
年 月 日	年 月 日			
第 号	南丹市指令 第 号			

様式第2号(第3条関係)

事業に関する施行同意書

事業者 \_\_\_\_\_ の計画に係る事業に関する工事の施行については、  
異議なく同意します。

1 土地関係

所在地 及び地番	地目	地積	権 種 別	同 年 月 日	意 日	権 利 者	住 所 氏 名	同意 印

2 工作物関係

所在地 及び地番	工作物 種 別	規模数量 面 積	権 利 種 別	同 年 月 日	意 日	権 利 者	住 所 氏 名	同意 印

様式第3号(第5条関係)

事業許可(不許可)書

南丹市指令第 号

事業者 住所  
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のありました次の事業については、下記により許可(不許可)します。

年 月 日

南丹市長



記

1 事業の目的又は概要				
2 事業区域の所在地	所在地	地 目	面 積	地域地区(用途地域)等
			m <sup>2</sup>	
3 工事の実施期間		年 月 日から 年 月 日まで		

1 許 可 (不 許 可)

条 件 (理 由)

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定のあった日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります)。
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号(第6条関係)

事業着工届出書

年 月 日

南丹市長

様

事業者 住所  
氏名又は名称



年 月 日付け、南丹市指令第 号で許可のありました事業について着工しましたので、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

1 事業区域の所在地	
2 工事着工年月日	年 月 日
3 事業施行者(工事業者) の氏名又は名称 及び住所	

※添付資料 1 工程表、2 事業表示板の写真

様式第5号(第7条関係)

事業変更許可申請書

年 月 日

南丹市長 様

事業者 住所  
氏名又は名称



年 月 日付け、南丹市指令第 号で許可のありました事業について計画の変更許可を受けたいので、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。

1 事業の目的又は概要	
2 事業区域の所在地	
3 変更内容	
4 変更理由	
5 添付図書	(変更事項を対照できるもの)

様式第6号(第7条関係)

事業変更許可(不許可)書

南丹市指令第 号

事業者 住所  
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のありました事業の計画の変更については、下記により許可(不許可)しましたので、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

南丹市長



1 事業区域の所在地	
2 許可年月日及び指令番号	年 月 日 南丹市指令第 号
3 変更内容	
4 変更理由	

記

1 許可(不許可)

条件(理由).....  
.....  
.....

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定のあった日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第7号(第8条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

南丹市長 様

事業者 住所  
氏名又は名称 ㊦  
連絡先

年 月 日付け、南丹市指令 第 号で許可のありました事業について次のとおり氏名等を変更したので、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

1 事業区域の所在地		
2 変更する事項(該当に○印を)		1) 事業者 2) 事業施行者(工事業者)
3 変更の内容	変更前	1) 氏名 2) 名称 3) 住所
	変更後	1) 氏名 2) 名称 3) 住所
4 変更の理由		
5 変更年月日		年 月 日

様式第8号(第9条関係)

事業承継届出書

年 月 日

南丹市長 様

届出者 住 所

氏名又は名称



連絡先

年 月 日付け、南丹市指令 第 号で許可のありました事業について、次のとおり承継したので南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

1 事業の目的又は概要		
2 事業区域の所在地		
3 承継の内容	承継前	1) 氏名 2) 名称 3) 住所
	承継後	1) 氏名 2) 名称 3) 住所
4 承継の理由		
5 添付書類	承継者の印鑑登録証明書	
6 承継年月日	年 月 日	

様式第9号(第10条関係)

南丹市指令 第 号

年 月 日

様

南丹市長



事業停止命令書

あなたが行っている事業は、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条第1項第1号(第2号)の規定に違反しているので、同条例施行規則第10条の規定により直ちに停止し改善措置を講ずるよう命令します。

1 事業の目的又は概要	
2 事業区域の所在地	
3 許可年月日及び指令番号	年 月 日 南丹市指令 第 号
4 命令事項	
5 改善(事業停止)期限	年 月 日 まで
6 その他	

(添付資料) 違反の事実を証する書類

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定のあった日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第10号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

南丹市長



事業改善勧告書

あなたが行っている事業は、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第6条(第7条)の規定に違反しているので、同条例施行規則第11条の規定により、直ちに改善するよう下記のとおり勧告します。

なお、本勧告書に記載されている改善期限までに改善措置が行われない場合は、同条例第14条の改善命令の対象になります。

記

1 事業区域の所在地	
2 許可年月日及び指令番号	年 月 日 南丹市指令 第 号
3 勧告事項	
4 改善期限	年 月 日 まで
5 理由	

様式第11号(第12条関係)

南丹市指令 第 号

年 月 日

様

南丹市長



事業改善命令書

あなたが行っている事業は、年 月 日付け、第 号で改善勧告したところですが、いまだに改善が行われていません。

よって、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第12条の規定により、直ちに事業を停止し、先の勧告のとおり改善するよう下記のとおり命令します。

記

1 改善を命ずる事業区域の所在地	
2 許可年月日及び指令番号	年 月 日 南丹市指令 第 号
3 改善を命ずる事項	
4 改善期限	年 月 日 まで
5 その他	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定のあった日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第12号(第13条関係)

南丹市指令 第 号

年 月 日

様

南丹市長



事業許可取消通知書

あなたが行っている事業について、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり許可を取消したので通知します。

ついては、年 月 日までに事業区域を現状に回復するよう、同条例施行規則第13条の規定により命令します。

記

1 事業等の目的又は概要	
2 事業区域の所在地	
3 許可年月日及び指令番号	年 月 日 南丹市指令 第 号
4 取消理由	
5 現状回復事項	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます(なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定のあった日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6月以内に、南丹市を被告として(訴訟において南丹市を代表する者は実施機関の長となります。)、提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは正当な理由があるときを除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第13号(第14条関係)

事業完了届出書

年 月 日

南丹市長

様

事業者住所  
氏名



年 月 日付け、南丹市指令 第 号で許可のありました事業について完了しましたので、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第14条の規定により届け出ます。

1 事業等の目的又は概要	
2 事業区域及び所在地	
3 事業完了年月日	年 月 日
4 事業施行者 (工事業者)	住所 氏名 又は名称
5 添付書類	(1)完成図面(土地利用、造成、擁壁等に係る平面図及び断面図(出来高を赤で記載)) (2)工事写真(施工中、完成の全景、近影)
6 その他	

様式第14号(第15条関係)

事業確認済証

年 月 日

南丹市長



次の事業は南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第18条第2項の規定による確認の結果、同条例第7条の許可の基準に適合していると認めため、同条例施行規則第15条の規定によりその旨を証明する。

1 事業区域の所在地	
2 事業者の氏名 又は名称及び住所	
3 許可年月日及び指令番号	年 月 日 南丹市指令 第 号
4 工事完了確認年月日	年 月 日
5 確認者・職氏名	

様式第15号(第16条関係)

事業廃止届出書

年 月 日

南丹市長 様

事業者住所  
氏名



年 月 日付け、南丹市指令 第 号で許可のありました事業について廃止するので、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第16条の規定により届け出ます。

1 事業の目的又は概要	
2 事業区域の所在地	
3 事業廃止年月日	年 月 日
4 事業廃止後の処置状況	
5 事業廃止理由	

様式第16号(第17条関係)

事業表示板

証		事業等の内容	
1 事業の目的又は概要			
2 事業区域の所在地			
3 事業区域の面積			
4 事業の実施期間		年 月 日から 年 月 日まで	
5 事業者	住所		
	氏名	連絡先	
6 事業施行者 (工事業者)	住所		
	氏名	連絡先	
7 現場管理者	住所		
	氏名	連絡先	

注 (1)表示板は、縦 80cm、横 90cmとし、自立可能な脚又は仮囲いその他これらに類するものに定着させること。

(2)右図の許可証を貼付け、検査済証の交付まで掲出すること。

南丹市
証
南丹市指令第 号
年月日

大きさは、縦横とも8cm。

(参考様式)

委 任 状

南 丹 市 長 様

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく協議及び許可申請に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所

氏 名



様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第14条関係)

様式第14号(第15条関係)

様式第15号(第16条関係)

様式第16号(第17条関係)

参考様式